

第 1 0 回

(令和 7 年 1 0 月 1 0 日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年10月10日（金）午前9時30分から午前10時25分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 9名

1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・10番委員 尾方 安枝子

4 欠席委員 9番委員 中村 竜郎

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 議第37号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第38号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第39号案 農用地利用集積等促進計画について

議第40号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、7番・8番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議第37号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第37号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積191aの内、田が112aで、水稻とWC S作付です。畑が79aあり、野菜とイタリアンを作られています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：2キロ、5分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：贈与ですので取得価格は0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7

番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻・キャベツ・イタリアンを作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番と3番について、2番委員から調査報告をお願いします。

2番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積は0で、今回が初めての農地取得となります。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：1km、5分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：全部で192,000円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：管理機他。8番（取得農地の利用計画）：大根・白菜・じゃがいもを作付け予定とのことです。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

（調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力2人）と従業員1人です。従業員さんは妹さんとのことです。経営面積は1368aで、田が1152aで水稻300a、WC S 852aを作付けされています。畑が216aあり、イタリアンを作られています。繁殖牛2頭を飼育されています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：300m、3分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：10a当り40万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：WC Sを作付け予定とのことです。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第38号案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 38 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、2 番委員から調査報告を行います。

2 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後に着工の予定です。3 番（資金調達）：全額借入金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上水道と下水道がありますので、そこにつながられます。宅内排水は水路を作り、町道側溝に流します。7 番（防除措置）土砂の流出は、問題ありません。万一の場合は、工事施工を中止し対応策を講じます。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、3,116,707 円です。以上で調査報告を終わります。

議 長 次に調査番号 2 番～4 番について、1 番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号 2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と公衆用道路持分 1/6 です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後に着工の予定です。3 番（資金調達）：全額借入金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）町の上下水につなげます。7 番（防除措置）土砂の流出は、問題ありません。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、4,950,000 円です。以上で調査報告を終わります。
（調査番号 3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と公衆用道路持分 1/12 ずつです。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：2 種農地です。2 番（着工時期）：許可後に着工の予定です。3 番（資金調達）：全額借入金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）町の上下水につなげます。7 番（防除措置）土砂の流出は、問題ありません。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、4,960,000 円です。以上で調査報告を終わります。

（調査番号 4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と公衆用道路持分 1/6 です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：2 種農地です。2 番（着工時期）：許可後に着工の予定です。3 番（資金調達）：全額借入金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）町の上下水につなげます。7 番（防除措置）土砂の流出は、問題ありません。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用地区域外です。価格については、4,820,000 円です。以上で調査報告を終わります。

議 長 次に調査番号 5 番について 6 番委員から調査報告をお願いします。

6 番 （調査番号 5）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は蓄

電池設置です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：令和9年1月4日から着工の予定です。3番（資金調達）：全額借入金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給排水の必要はありません。雨水等は地下浸透です。7番（防除措置）土砂の流出は、問題ありません。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、400万円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査番号6番について8番委員から調査報告をお願いします。

8番 （調査番号6）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：既に転用されており、顛末書が添付されています。3番（資金調達）：既に転用済みであり問題ありません。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）問題ありません。7番（防除措置）問題ありません。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、当時、土地の交換ということで0円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告が終わりましたので、質疑がある方の挙手をお願いします。
無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号5番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号6番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第39号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第39号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が3件、利用権設定が1件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。次に議第 40 号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題といたします。調査番号 1 番と 2 番について西地区から調査報告をお願いします。

1 番 (調査番号 1 番) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。10 月 8 日に西地区の委員で現地確認を行いました。本日配布の写真を見ていただくとお分かりのように山林化し、到底、農地に戻るような所ではありませんでした。このことから非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

(調査番号 2 番) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。こちらも 10 月 8 日に西地区の委員で現地確認を行いました。竹が入ってきており山林化し、到底、農地に戻るような所ではありませんでした。このことから非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

議 長 調査報告が終わりましたので、質問がある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決にうつります。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約について (朗読) 資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

次に農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応についてという資料をご覧ください。今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しています。ということで全国的にみてこのような問題があっているとのことで、綱紀保持のためにも総会時に何らかの取り組みを行い、議事録にも残すよう、事務局長会議の際に言われております。本町におきましては、5 月か 6 月に秘密保持の話もさせていただいておりますので、注意喚起ということでお伝えさせていただきます。皆様ばかりではなく、私たち職員も、このような事案を起こさないよう努めてまいります。

議 長 ご質問等はございませんか。それでは、これをもちまして 10 月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

全国農業新聞普購読お礼

農業者年金加入について (次回総会時に研修を行う。)

錦町ふるさと祭りについて (割り振り決め)

赤い羽根共同募金について
前期報酬支払について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月10日

農業委員会会長

7 番 農 業 委 員

8 番 農 業 委 員
